

おおくま

2011年6月1日

発行：大熊町役場企画調整課
所在地：福島県会津若松市追手町2番41号
電話：0242-26-3844（代表）
E-mail:okuma.town@gmail.com
ブログ大熊町
http://blog-okuma.jugem.jp/
大熊町公式ホームページ暫定版
http://www.town.okuma.fukushima.jp/



幼稚園、小中学校合同入学式 駆けつけたET-KINGと記念撮影

大熊町民の皆様へ

東日本大震災から、3カ月が経過しようとしています。我が故郷「大熊町」を離れて、それぞれの立場でご苦労されていることと思います。

大熊町は、東京電力の原子力発電所建設以来、40数年、事業者の安全操業、国の徹底した監理のもと、日本のエネルギー産業を支えているという自負心を持って、国のエネルギー政策を支援してまいりました。

福島第一原子力発電所の1号機から4号機が所在している当町としては、事業者の安全管理の状況、国の検査、監理の状況を、安全協定に基づき住民目線で監視してまいりましたので、今回の結果については誠に遺憾でありました。

大熊町民として最大の関心事である1から4号機の収束について、東京電力から事故の収束に向けた道筋が示されてから1カ月が経ちました。皆さんの思いは、なんといっても原子力災害の事態収束です。収束プログラムは公表されましたが、いつ収束し、いつどのような形で戻れるのか、それぞれの思いで予測しておりますから、確固たる町全体としての収束、復興プログラムが示しにくい状況です。

現在の避難状況は、町民1万1千500人のうち、会津若松市周辺に約4千300人、その他福島県内に約2千500人、県外に約4千700人、まだ連

絡の取れていない方が3人で、安否については99%以上が確認されています。会津若松市周辺に避難している町民は、2次避難場所として提供していただいた旅館、ホテルなどに分散しておりましたが、福島県が確保した借上げ住宅690戸に、順次申し込みを受け付け、移動を進めています。仮設住宅については、710戸の枠をいただき建設が始まったところです。幼稚園、小・中学校は、廃校などを利用していただき開校いたしました。

「大熊町は、ひとつ」全員が、「大熊町に戻るんだ」という意思のもとに、メッセージを出しておりますが、分散している状況から情報が伝わりにくく、特に県外避難の皆様には不安な思いをさせているかと思えます。今後、月1回「広報おおくま」を発行し、皆様に現状やお知らせなどをお届けしてまいります。原子力発電所の状況を見ながら、復興構想「大熊町復興の道」を、皆様のご意見を聞き、共に復興する道筋を示してまいりますのでご協力をお願いいたします。

大熊町長 渡辺利綱



生活必需品セットを提供します

日本赤十字社および大熊町より福島県借上住宅特例措置該当者に生活必需品セットを提供しています。

日本赤十字社から

- ・洗濯機(全自動 7kg程度)
- ・冷蔵庫(290リットル程度)
- ・炊飯器(5.5合炊き程度)
- ・電子レンジ(500W程度)
- ・テレビ(32型程度 テレビ台付き)
- ・電気ポット(2リットル程度)

福島県外に避難されている方は、避難先の都道府県または市町村へお問い合わせください

大熊町から

- ・キッチンセット(鍋、フライパン、包丁等)
 - ・浴室セット(風呂イス、湯桶、バスマット等)
 - ・ふとんセット(組布団、シーツ、枕)
- セットは、市内在住の方は請負業者が、その他の県内外の方は宅配便にてお届けします

【お問い合わせ先】

大熊町役場 建設課・産業課(内線525・527)

一時帰宅の子ども預かりについて

大熊町への一時帰宅(警戒区域立入)のために、乳幼児を一時預かります。

1. 対象

一時帰宅の際、0歳児から未就学児まで、家族や親族、知人にも乳幼児を預けることができない家庭。(定員30人以内)

2. 時間

午前7時～午後5時30分(立入時間により変動)

3. 場所

- ・平日立入：大熊町託児室
(日本基督教団若松栄町教会内)

- ・土日立入：大熊町役場会津若松出張所

4. 利用料金：無料

衣服類や昼食などは保護者が持参し、送迎も保護者対応とします

5. 申込方法

立入決定日の5日前までに役場窓口かFAXで申し込んでください。

【お問い合わせ先】

大熊町役場 保育所



お知らせ

自ら賃貸住宅に入居した避難者の皆さまへ

大熊町では、震災(原子力事故等を含む)により避難を余儀なくされ、自ら民間賃貸住宅に入居した避難者のうち、次の要件を満たす世帯を対象に、賃貸した住宅を福島県が借上げ住宅に切り替えして家賃を負担する『福島県借上げ住宅特例措置』の申し込みを受け付けています。

1. 世帯要件

- ・住宅の全壊等により居住する住宅がない世帯、または、原発事故による避難指示等により長期の避難が必要な世帯
- ・民間賃貸住宅を賃借する契約を締結し入居もしくは入居を予定し、自らの資力では当該契約の継続が困難である世帯

2. 住宅要件

- ・福島県内の民間賃貸住宅
岩手県、宮城県、山形県、沖縄県も対象となります。その他については、避難先の都道府県にお問い合わせください。
- ・家賃等が6万円(5人以上は9万円)以下のもの
乳幼児は0.5人とし、借上げ住宅の入居期間中(最大2年)に小学校に入学する予定の幼児については1人とします。
- ・耐震性が確認されたもの
- ・貸主及び仲介業者が、県の借上げ住宅となることを了承した民間賃貸住宅

3. 入居期間

原則として1年間です。ただし、特別の事情がある場合には入居期間を最長2年まで延長できます。

4. 経費の負担

- ・県借上げ住宅に指定された日以降の家賃、共益費、管理費、駐車場代などは、福島県が負担します
- ・借上げ物件の退去時の修繕負担金は、家賃の2カ月分を上限とし福島県が負担します
- ・仲介料は、家賃の半月分を上限とし福島県が負担します
- ・損害賠償保険料は、福島県が負担します
- ・光熱費などの生活費は、入居者負担となります
- ・入居日から県借上げ住宅に指定された日の前日までの借上げ物件の敷金および礼金、更新手数料、家賃、共益費など、入居者が負担した費用は、福島県が負担します

【お問い合わせ先】

大熊町役場 建設課(内線525・526)

乳幼児検診・予防接種等をご希望の方へ

乳幼児健診や予防接種等を受けるときには、避難先の市町村に申し出ること、避難先の保健センター、または医療機関で実施することができます。

会津若松市・喜多方市・北塩原村に避難しているお子さんは、それぞれの市・村で実施する乳幼児健康診査や相談・教室、医療機関などでの各種予防接種を無料で受けることができます。

【申し込み先】

- ・会津若松市役所 健康増進課
電話 0242-39-1245
- ・喜多方市保健センター
電話 0241-24-5223
- ・北塩原村保健センター
電話 0241-28-3733

【お問い合わせ先】

大熊町役場 保健センター（内線524）

会津若松出張所を開所



大熊町は現在、会津若松市の協力により、大熊町役場会津若松出張所を開所し、一部の業務や避難への対応をしています。

幼稚園、小・中学校を開校



4月16日に会津若松市内に開校した幼稚園、小・中学校には、現在、幼稚園児140人、小学生359人、中学生218人が在籍しています。

医療機関窓口での取扱いが変わります

保険証（被保険者証）の提示が必要になります
一部負担金などの取扱いについては、医療保険により異なります

7月1日から医療機関を受診した際に窓口負担が免除となるためには、一部負担金などの免除証明書の提示が必要になります。

免除対象期間

- ・一部負担金
平成23年3月11日から平成24年2月29日まで
- ・入院時食事療養費など
平成23年3月11日から平成23年8月31日まで

大熊町の国民健康保険または後期高齢者医療に加入されている方については、保険証（被保険者証）のみを提示することで、一部負担金は免除される予定です。他市町村の国民健康保険や社会保険などに加入されている方については、加入されている健康保険から免除証明書の交付を受けてください。

一部負担金などの還付申請を受け付けます

医療機関などの窓口で支払った一部負担金などの還付申請（国民健康保険・後期高齢者医療保険）を6月1日から受け付けます

平成23年3月11日から平成24年2月29日までの間に、やむを得ず医療機関などで支払った一部負担金などは、町へ世帯主が申請することにより、還付を受けることができます。申請の際には、医療機関などが発行した領収書の写しを提出してください。

還付の対象となる方に対して、申し出により申請書を送付します。

還付時期については、申請に係る審査等に時間を要するため、10月上旬を予定しています。他の健康保険に加入されている方については、加入されている健康保険にお問い合わせください

【お問い合わせ先】

大熊町役場 住民課国保年金係（内線540・541）

会津図書館が利用できます

会津若松市のご厚意により、会津図書館（会津稽古堂2階）で大熊町民も本の貸し出しを受けることができます。

また、生涯学習総合センターおよび各地区公民館の自主事業にも参加することができます。（受講料各自負担）

【お問い合わせ先】

大熊町教育委員会 生涯学習課（内線523）

手続き・相談などお問い合わせ先

大熊町役場会津若松出張所
電話 0242-26-3844(代)
FAX 0242-26-3794

総務課(内線507・508)

- ・行政相談

生活環境課(内線504・505)

- ・一時帰宅
- ・車持ち出し

建設課・産業課(内線525・527)

- ・借上住宅
- ・仮設住宅
- ・2次避難受付
- ・生活必需品セット受付
- ・農畜産補償

企画調整課(内線508・509)

- ・国、県義援金配布
- ・被災者生活資金貸付
- ・原子力損害賠償
- ・広報おおくま発行

税務課(内線512・513)

- ・税務諸証明書発行
- ・課税、納税相談
- ・被災証明書発行
- ・り災証明書(津波災害の場合のみ)

保育所

- ・一時帰宅の際の子ども預かり

お願い

大熊町では、今後、月1回の広報おおくま以外にもお知らせを郵送などでお送りする予定です。現在お住まいの住所から移動する場合には、必ず大熊町役場まで連絡してください。

また、広報おおくまは、大熊町居住時の世帯主へ送付していますので、世帯主と離れて住んでいて郵送を希望する方は、企画調整課までお電話ください。

広報おおくまは、ブログやホームページでも見ることができます

住民課

住民課係(内線542・543)

- ・住民票、印鑑証明書、戸籍謄本発行など
- ・国保年金係(内線540・541)
- ・国民健康保険
- ・国民年金
- ・後期高齢者医療

保健福祉課(内線518・519)

- ・介護保険
- ・高齢者福祉
- ・児童福祉
- ・障がい者福祉
- ・被災者生活再建支援
- ・就学時祝金

保健センター(内線524)

- ・各種健診、予防接種
- ・健康相談

包括支援センター

電話080-8927-2111

- ・介護に関する相談

教育総務課(内線515・516)

- ・小・中学校、幼稚園
- ・大熊町奨学資金

生涯学習課・図書館(内線523)

- ・生涯学習全般

その他のお問い合わせ先

熊町小学校	0242-76-1821
大野小学校	0242-75-2350
大熊中学校	0242-26-4230
大熊幼稚園	
年少・年中	0242-75-3150
年長	0242-76-1885
大熊町社会福祉協議会	0242-29-5760
大熊町商工会	0242-29-5770
双葉地方水道企業団	0246-23-6751